

山口県民文化ホールいわくに命名権者募集要項

「山口県民文化ホールいわくに」について、次のとおり愛称の命名権者を募集します。

1 対象施設、契約希望金額等

施設名及び所在地	契約希望金額（税抜）	愛称の使用期間
山口県民文化ホールいわくに 岩国市三笠町1丁目1-1	年額 10,000 千円以上	3年以上5年以内

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

※ 愛称使用期間は、令和7年1月から年単位に限ります。

※ 契約金の納付は年度毎とし、納付期限は毎年4月30日までとします。（納期限が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前日を納期限とします。）なお、初年度については、県が指定する日までに納付してください。

※ 初年度及び最終年度については、愛称使用期間に応じて按分した金額を納付してください。

※ 対象施設の概要は、別紙1のとおりです。

2 命名権の内容

対象施設に、企業名、商品名等を含んだ愛称を付けることができます。

※ 条例上の施設名称を変更するものではありません。

なお、主催団体の規定により、条例上の施設名称を使用する場合があります。

3 命名条件

(1) 県民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称とすることとします。

(2) 公共施設にふさわしい愛称とし、山口県広告掲載基準第4条に規定する内容の名称は除きます。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中における愛称の変更はできません。

(4) 愛称が定着するまでの期間（概ね1年程度を想定）、条例上の名称を併記する場合があります。

4 命名権者への特典

(1) 応募者からの施設利用に関する特典等の提案を可能とし、別途協議の上、決定するものとします。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

(2) 当初の契約期間満了後、契約更新を希望される場合には、現命名権者に優先交渉権を付与します。

5 対象企業

(1) 株式会社又は有限会社とします。

複数の株式会社又は有限会社で構成されるグループでの応募も可能です。

(2) 次のいずれにも該当しない者とします。

ア 国税又は地方税を滞納している者

- イ 山口県広告掲載基準第3条に規定する規制業種又は事業者
- ウ その他、命名権を取得することが適当でないとい県が認める者

6 費用負担等

(1) 費用負担

区 分	費用負担	
	県・指定管理者	命名権者
対象施設等の建物・敷地内サイン（愛称看板等）の新設及び変更（設計、工事、維持管理等を含む。）※		○
愛称使用期間終了後の原状回復		○
県及び山口県民文化ホールいわくにホームページの表示変更	○	

※ 周囲の景観等との調和や円滑な工事施工を図るため、事前に県及び指定管理者と協議し、同意を得る必要があります。

(2) その他

ア サインの新設及び変更にあたっては、山口県屋外広告物条例、岩国市景観計画及び岩国地区景観形成ガイドラインの規定に沿う必要があるため、岩国市景観整備課と事前に協議してください。

イ 道路標識の変更を希望される場合は、道路管理者との協議が必要となりますので、あらかじめ担当課までご連絡ください。

ウ 県や対象施設が発行する施設のパフレットには、愛称が付与されたことをお知らせする文書を添付します。なお、命名権者が発行するパンフレット等に対象施設等の写真等を使用する場合は、県と事前に協議してください。

エ 民間事業者が発行するチケット及び地図等の愛称の表示については、発行する民間事業者の判断に委ねられます。

7 愛称使用開始予定

令和7年1月

8 申込書の提出方法

(1) 申込書受付期間

令和5年12月15日（金）から令和6年3月29日（金）午後5時までとします。（必着）

持参の場合には、上記の期間内の12月29日～1月3日、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付けします。

郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便、その他これに準じる方法に限る。）による場合には、期間内必着とします。

(2) 提出方法

申込書は、持参、メール、郵便等のいずれかの方法により提出してください。

※メールもしくは郵便等で提出する場合には、事前に担当課に電話連絡すること。

(3) 提出書類（原本1部）

ア 申込書（様式1）

イ 応募資格についての確約書（様式2）

ウ 会社概要及び直近3年の決算報告書（概要版）

なお、山口県内に事業所等がある場合は、事業所の概要（従業員数等）も添付してください。

エ 登記事項証明書

オ 都道府県税の滞納がないことの証明書

- ・ 山口県税の滞納がないことの証明書
- ・ 山口県内に事業所等がない場合は、本社所在地の都道府県税の滞納がないことの証明書

なお、滞納がないことの証明書が発行されない都道府県については、直近事業年度の法人（都道府）県民税と法人事業税の納税証明書を提出してください。

カ 市町村税の滞納がないことの証明書

- ・ 山口県内に本社がある場合は、本社所在地の市町村税の滞納がないことの証明書
- ・ 山口県内に事業所等がある場合は、県内の事業所等所在地の市町村税の滞納がないことの証明書

なお、滞納がないことの証明書が発行されない市町村については、直近一年間のすべての税目についての納税証明書を提出してください。また、山口県内に事業所等がなく、県内市町に納税義務のない場合は提出不要です。

キ 国税の滞納がないことの証明書

- ・ 本社等の所在地を所管する税務署長が発行する国税の納税証明書（その3の3）（法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書）

ク 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

ケ 役員等名簿（様式4）

コ 委任状（様式5）（広告代理店を通じて申し込む場合、本社の代理で支店長が申し込む場合等）

サ その他会社の概要がわかるパンフレット等

※1 エ～キについては、発行から3か月以内のものを提出してください。

また、エ～キ及びサについては、鮮明なものであれば、コピーでも構いません。

※2 応募資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供する場合があります。

(4) 提出先

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号 山口県庁4階

山口県観光スポーツ文化部文化振興課文化環境班

電話 (083) 933-2627

FAX (083) 933-4829

メール a19300@pref.yamaguchi.lg.jp

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 応募に当たり必要な経費は、全額応募者で負担してください。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 必要に応じて、追加資料を求める場合があります。

エ 提出書類は、山口県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

9 質問の受付

募集要項に関する質問は、次のとおり受付けます。

(1) 受付期間

令和5年12月15日(金)から令和6年3月12日(火)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

(2) 受付方法

8(4)の担当課に電話連絡の上、質問票(様式6)により、電子メールにより提出してください。

(3) 回答予定

令和6年3月18日(月)までに、県文化振興課ホームページに随時掲載します。

なお、この回答は本募集要項の追加又は修正とみなします。

10 選定方法等

(1) 選定方法・選定基準

県が設置する「山口県民文化ホールいわくにネーミングライツ選定委員会」において、応募内容を審査して命名権者候補者を選定します。(選定基準は別紙2のとおり。)

ただし、応募に適当な者がなかった場合には、命名権者を決定しないことがあります。

(2) 選定結果の通知

選定後、令和6年4月下旬までに、すべての応募者に文書で通知します。

11 契約の締結

命名権者候補者との交渉を行い、命名権者を決定後、県と命名権者との間で命名権に関する契約を締結します。

なお、契約を締結した命名権者は、契約更新の際に優先的に交渉することができます。

12 契約の解除

契約締結後、命名権者が5（2）に該当することとなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他命名権者としてすることが適当でないと認められるときは、県は契約を解除できることとします。

この契約解除に伴うサイン（愛称看板）の撤去等に必要な経費は、命名権者の負担とします。

なお、契約を解除した場合、違約金として、命名権料総額（一部が納付されているときはその額を控除した額）の10％に相当する額の支払いを求めるものとします。この場合、納付済みの命名権料は返還しません。

13 その他

この募集要項に記載のない事項については、山口県広告取扱要綱及び山口県広告掲載基準に従って取り扱います。

山口県民文化ホールいわくに 施設概要

1 概要

- (1) 名称 山口県民文化ホールいわくに (愛称:シンフォニア岩国)
- (2) 所在地 岩国市三笠町1-1-1
- (3) 開館 平成8年6月30日
- (4) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階建
延床面積 14,430 m²
駐車場 158台 (併設の岩国総合庁舎との共用)
- (5) 主な施設 コンサートホール、多目的ホール、企画展示ホール、大会議室、特別会議室、和室、練習室、文化情報コーナー、交流スペースなど
- (6) 指定管理者 サントリーパブリシティサービスグループ
- (7) 利用者数 ※R1以降、新型コロナウイルスの影響により利用者減

年度	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数(人)	226,157	206,618	72,104	111,978	124,606

2 令和4年度の各種実績

- 事業費
293,127千円 (うち文化事業費 66,291千円)
- 主催公演数
19公演
- 貸館利用件数
1,208件
- 広報活動 (※指定管理者発注分のみ)
- ・テレビ及びラジオ (県内) 1,852本
 - ・新聞 (県内及び広島県) 110本
 - ・雑誌等 (県内及び広島県) 100本
- 文化事業満足度調査
- ・利用者満足度 93.8%
 - ・企画満足度 93.3%
 - ・サービス満足度 99.5%
 - ・施設満足度 97.9%



3 施設内サインについて

別添『山口県民文化ホールいわくに 主な敷地内サイン位置図』参照

【選定基準】

契約希望金額（年額）を1円＝1点として換算したものを基準点とし、次の表により算定した加算点との合計点（評価点）で選定を行う。

項目	内容		
基準点	契約希望金額（年額）を1円＝1点として換算したもの		
加算点	評価項目	加算内容	加算方法
	愛称の使用期間	愛称の使用期間による加算	愛称の使用期間に応じて、基準点の次の割合にあたる点数を加算する。 ・3年・・・加算なし ・4年・・・5% ・5年・・・10%
	地域貢献の状況	地域貢献状況による加算	県内に本店、支店又は営業所等を有する企業については、基準点の10%に当たる点数を加算する。
	愛称	愛称の親しみやすさによる加算	親しみやすさ、わかりやすさ、山口をイメージさせるなど愛称の親しみやすさなどに応じて、基準点に10%以内の割合にあたる点数を加算する。

※ 選定基準に基づき、評価点が高い順に順位を決定し、第1順位の者を選定する。

※ 第1順位の者が複数あった場合は、①契約希望金額（年額）が高い者 ②愛称の使用期間が長い者 ③愛称の親しみやすさによる加算率が高い者の順に選定を行い、それでも同点の場合は、後日当事者によりくじによる抽選を行うものとする。

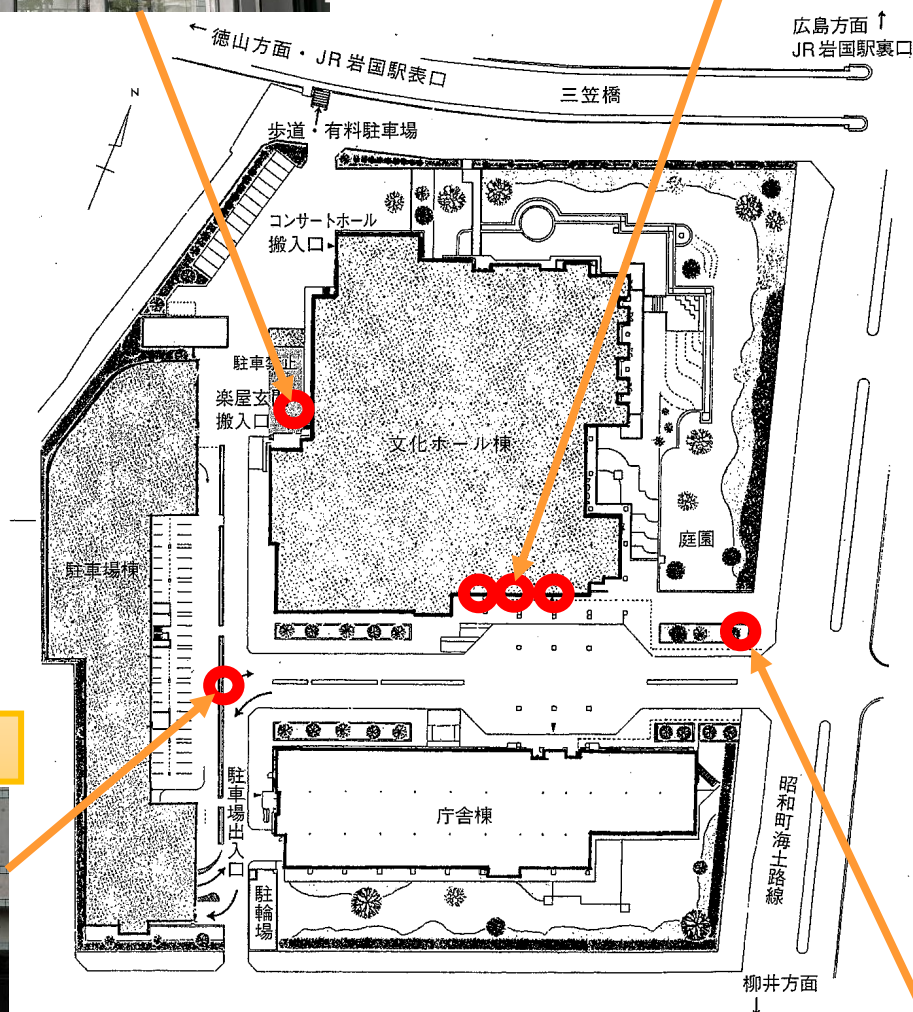
山口県民文化ホールいわくに 主な敷地内サイン位置図

※変更するサインの範囲については、
命名権者の判断に委ねます。

楽屋搬入口横



正面玄関自動扉上部(3箇所)



駐車場出入口前道



正門付近

